

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
1	用語の定義「月例点検」	2							質問	周期として「1ヶ月から1年程度」と明記されておりますが、月例点検は1ヶ月毎の点検では無く事業者側の提案により例えば3ヶ月毎の点検を月例点検として問題無い理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。新設設備は事業者側が提案する点検周期にて実施することとしています。また、維持管理業務委託で求める既設対象設備の点検は、企業団の点検整備指針で定める点検周期に基づき実施することとしています。
2	用語の定義「年次点検」	2							質問	周期として「6ヶ月から2年程度」と明記されておりますが、年次点検は1年毎の点検では無く事業者側の提案により例えば8ヶ月毎又は18ヶ月毎等の定期点検を年次点検として問題無い理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 質問No. 1 をご確認ください。
3	設計期間について	5	第1	3	(4)	ウ			質問	第1回質問に対する回答（実施方針（案）・綾瀬浄水場）の質問回答 No.79 において、「本事業の設計期間は、令和9年4月から令和10年3月までの1年間を想定している」旨の記載がされています。 一方で、実施方針（案）および要求水準書（案）においては、設計・施工期間については記載があるものの、「設計期間」単独の期間については明確な記載がないものと認識しています。 このため、設計期間については貴企業団として1年間を想定しているものの、期間を一律に拘束するものではなく、事業者の提案内容（工程計画）により、1年に満たない場合や1年を超える場合についても認められるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、設計・施工を合わせた期間については企業団が定める工期内の完成を求めます。 ただし、設計期間を短縮し、初年度から工事出来高が発生する計画が提案された場合は、当企業団の年度予算に応じた協議・調整が発生する可能性があります。
4	早期完成時の維持管理対価の考え方について	5	第1	3	(4)	ウ			質問	設計・施工期間を短縮する提案を行った場合でも、維持管理期間の終了時期は変更しないとありますが、完成した池から順次維持管理が開始されるため、維持管理対象期間が長くなる場合の維持管理対価はどのように整理されるでしょうか。対価の増額又は出来高的な精算の有無をご教示ください。	別途公表する、公告資料等に示します。
5	保守点検について	5	第1	3	(4)	エ			質問	表1-1業務対象範囲について、保守点検の主な内容として「対象施設について年次点検および精密点検を行う」と記載がありますが、新設設備の点検については頁28表4-1記載の月例点検も実施するという理解で宜しいでしょうか。	新設設備の月例点検は、その必要性も含め、事業者の提案による点検内容や点検周期にて実施することとしています。
6	表1-1 施工（工事）各種調査について	5	第1	3	(4)	エ			質問	施工（工事）に必要な「事後調査」で想定していることはありますでしょうか。	現段階で想定していることはありません。
7	保守点検の業務範囲について	5	第1	3	(4)	エ			質問	表1-1 保守点検における主な内容に「年次点検及び精密点検」と記載がありますが、p28 表4-1では「月次及び年次点検」と記載されています。ここでは「月次点検・年次点検・精密点検」が業務範囲に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	更新対象設備（更新前）、継続利用設備（更新対象外）及び土木構造物の点検は、企業団の点検整備指針に則り点検（月例・年次・精密）を実施することとしています。新設設備は、事業者が点検内容や点検周期を決め、点検を実施することとしています。
8	表1-3 水質条件（設備更新後）について	6	第1	4	(2)				質問	原水濁度で最大2,000度と設定してくださっていますが、最大濁度継続時間を提示いただけないでしょうか。	原水最大濁度の継続時間については、閲覧資料から事業者にてご判断ください。
9	施設能力について	6	第1	5	(1)				質問	表 1-2 施設能力の「施設能力（㎥/日）」とは、浄水場から送水可能な浄水量であり、計画一日最大給水量（㎥/日）に相当するという理解でよろしいでしょうか。	相模原浄水場の施設能力とは原水を浄水処理できる最大能力であり、浄水ロス量を除いたものが計画一日最大給水量となります。
10	施設能力について	6	第1	5	(1)				質問	各水量の定義について、次のとおりでよろしいでしょうか。 施設能力＝計画一日最大給水量 計画浄水量＝計画一日最大給水量＋作業用水 浄水能力＝計画浄水量＋予備力 この場合、作業用水（㎥/日）、予備力（㎥/日）について条件をお示しください。また、沈でん池設備の設計に当たっては、急速攪拌池流入量は浄水能力相当の水量を見込むという理解でよろしいでしょうか。	各水量の定義は以下のとおりです。 相模原浄水場の施設能力＝計画浄水量 計画浄水量＝計画一日最大給水量＋浄水ロス量（率） 浄水ロス量＝作業用水等 作業用水について条件はありません。また、相模原浄水場に予備力の考え方はありません。 急速攪拌池流入量については、ご理解のとおりです。
11	施設能力について	6	第1	5	(1)				質問	沈でん池設備の設計にあたり、急速攪拌池に流入する計画最大水量（㎥/日）をご教示ください。	各BLKの急速混和池に流入する計画最大水量は、151,000㎥/日となります。
12	施設能力について	6	第1	5	(1)				質問	現状は施設能力527,000㎥/日に相当する水量は浄水場のどの地点で計測することができるのでしょうか。具体的な場所をご教示ください。施設能力の達成はこの計測地点で確認するという理解でよろしいでしょうか。	着水井に設置している各BLK取水流量計にて計測します。施設能力の達成はご理解のとおりです。
13	施設能力について	6	第1	5	(1)				質問	現状の施設能力は全池運転時に100%発揮することができるのでしょうか。	設計上は、発揮できる仕様となっています。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
14	水質条件について	6	第1	5	(2)				質問	表1-3に設備更新後の水質条件について記載がありますが、沈でん池出口濁度は機械設備の影響のみだけではなく、本事業の所掌範囲外である運転管理者の運用状況（薬品注入率等）の影響が大きいと考えます。そのため、こちらに記載されている沈でん池出口濁度は事業者の保証値ではなく、参考値とするという認識でよいでしょうか。	機器仕様を検討する上での水質条件としてください。
15	施工期間中の設計諸元	9	第1	5	(4)				質問	表 1-7 既設諸元の下「設計諸元値は参考値として示すものであり、水道施設設計指針（（公社）日本水道協会）等に準拠した範囲内であれば問題はないものと考えているが、設備更新後に設計諸元が大きく変更になる場合は、企業団と協議して決定すること。」について、施工期間中に一部の池を停止した場合においては、滞留時間などの設計諸元を満たさなくなる可能性がございますが、施工期間の一時的なものであれば要求水準未達とならないでしょうか。	施工期間の一時的なものであれば要求水準未達とはなりません。
16	フロキュレーターの周辺速度	9	第1	5	(4)				質問	提示可能な範囲で構いませんので、過去に設定されていたフロキュレーター周辺速度の実績値をご提示願います。	過去の履歴がないため、現時点での設定値を示します。 1段目 PV25cm/s 設定範囲0～63.8cm/s 2段目 PV30cm/s 設定範囲0～41.2cm/s 3段目 PV20cm/s 設定範囲0～24.1cm/s 4段目 PV15cm/s 設定範囲0～24.1cm/s （令和8年4月時点）
17	部品供給の確保について	10	第1	5	(7)	ウ			質問	「なお、「事業引渡し報告書」には、事業終了後10 年間の点検・修繕計画、並びに部品供給の確保等により新設設備の性能及び機能を下回る状況を長期化させない方策を含めること。」と記載がありますが、「部品供給の確保」とは、事業終了後に必要となる部品を予め事業期間内に調達して企業団へ提供するということでしょうか。	ご理解のとおりですが、部品供給の確保の方法については、事業者の裁量によります。
18	更新の定義について	10	第1	5	(6)				質問	表1-8に更新実施周期が示されていますが、ここで言う更新とは今回事業における新設設備同規模の機械更新との理解でよろしいでしょうか。（駆動装置等の構成機器の更新は該当しない）	ご理解のとおりです。
19	更新実施周期	10	第1	5	(6)				質問	表 1-8 更新実施周期において、設定する更新実施周期を維持できる仕様とすること、更新実施周期は30年と示されています。更新実施周期の30年は、既設沈でん池機器に対して、これまで日常点検や定期的な修繕を適切に行ってきた結果得られた値でしょうか。更新後の沈でん池機器を既設よりも長寿命な素材を使用し、かつ適切な維持管理を行うことで見込まれる期待値という位置づけでしょうか。	更新周期30年は、点検や修繕を適切に実施してきた結果得られた実績値です。
20	更新実施周期	10	第1	5	(6)				質問	「表1－8に示す企業団が設定する更新実施周期を維持できる仕様とすること。」とありますが、各沈殿池の機械を企業団様に引渡し後30年との考えでよろしいでしょうか。また、維持管理終了後に企業団様にて最適な点検及び修繕を実施頂いての更新実施周期と考えるよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	更新実施周期	10	第1	5	(6)				質問	表1 - 8に示す企業団が設定する更新実施周期を維持できる仕様とすること。」との記載がありますが、企業団様に引渡し後に事業者の推奨する修繕、点検の予算措置をして実施頂いた上での更新実施周期との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	修繕計画提出の初め	10	第1	5	(7)	ア			質問	令和10年度末を初めとして修繕計画を提出する旨が明記されておりますが、図においては令和13年度を初めとして修繕計画提出を提出と読み取れる図示になっております。本事業においては令和10年度末を初めとして修繕計画を提出する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本事業では5年毎に修繕計画の提出を求めます。提出する時期として、令和10年度末に令和13年度から令和22年度の修繕計画、令和15年度末に令和18年度から令和27年度の提出を求めるものです。
23	修繕計画について	10	第1	5	(7)	ア			質問	「事業者は、新設設備の維持管理内容を（中略）、5年おきに将来の10年間の修繕計画を企業団に提出すること。」との記載がありますが、P36(3)計画修繕では、年度ごとに修繕計画を立案する内容が記載されています。5年おきに提出する10年間の修繕計画はあくまでも計画であり、実施内容は単年度ごとに見直しができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 原則として提出いただいた計画に沿って設備の修繕を行います。点検結果に基づいた状態監視保全を行うため、単年度毎に見直しすることが可能です。
24	事業終了時における設備の性能及び機能について	10	第1	5	(7)	イ			質問	「本事業終了時において新設設備が要求水準に示した性能及び機能を確保していること」とありますが、この性能及び機能について、設備の機械機能（健全度）に限定した項目と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、事業終了の引き渡し時には運転に支障がなく、故障の無い状態としてください。
25	企業団が行うモニタリング	11	第1	5	(8)				質問	「別途公表」するモニタリング基本計画書（案）はいつ公表となりますでしょうか。	別途公表する、公告資料等に示します。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
26	セルフモニタリング追加実施時の扱いについて	11	第1	5	(9)				質問	企業団が必要と判断した場合に随時セルフモニタリングの実施と報告を求めることができるとありますが、提案時に想定した頻度・内容を超える追加対応が求められた場合、想定を大きく超えるような当該追加分は契約変更又は別途協議の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	別途公表する、公告資料等に示します。
27	維持管理対価の物価変動対応について	11	第1	6	(1)				質問	維持管理業務委託契約において、「別途、維持管理業務委託契約等で示す」とされていますが、その詳細には、労務費・資機材費・燃料費・電気料金等の上昇に対応するスライド条項又は契約金額改定条項は設定される予定でしょうか。設定される場合は、対象費目、改定頻度、基準時点、算定方法をご教示ください。	別途公表する、入札公告資料等に示します。
28	物価変動対応について	11	第1	6	(1)				質問	公共単価がない項目（機器費、複合機器費、一部の材料費 等）の物価上昇については、見積徴収の結果を根拠として契約金額の増額をしていただけるという理解でよいでしょうか。	別途公表する、入札公告資料等に示します。
29	物価変動対応について	11	第1	6	(1)				質問	インフレスライド対応をしていただく場合、インフレスライド算出の起点となる年月をご教示願います。	別途公表する、入札公告資料等に示します。
30	他工事との調整	11	第1	6	(3)				質問	予定している工事が1件示されていますが、この他に沈でん池等の構造物の防食塗装の工事等を別途発注する予定はございますでしょうか。（防食塗装工事が別途発注されている場合、供用開始時期に影響するため工程の調整が必要となります）	現時点では、防食塗装等の工事の予定はありません。
31	他工事との調整について	11	第1	6	(3)				質問	別途予定されている相模原浄水場監視制御設備改良工事について、現段階において本事業の機械更新に影響を与える工事内容はありますか。また、他工事との調整については貴企業団に仲介していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	相模原浄水場監視制御設備改良工事は、本事業の事業者提案に伴い、必要となる既設設備の改造を行うものです。 他工事との調整は、企業団、本事業の事業者、他工事の請負業者の3者で協議して進めます。
32	他工事との干渉時の費用・工程リスク分担について	11	第1	6	(3)				質問	別途発注予定の相模原浄水場監視制御設備改良工事との調整が必要とありますが、当該他工事の遅延、仕様変更、工程干渉、立会增加等により本業務に追加費用又は工程変更が生じた場合は、契約変更又は別途精算の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担等を企業団と事業者で協議したうえで決定します。
33	技術資料に関する情報開示請求について	12	第1	6	(6)				質問	「入札参加者から提出された技術資料は公表しない」とありますが、情報開示請求があった場合は開示されるのでしょうか。	入札参加者の利益を害する技術資料や情報は非公開とします。
34	要求水準書等に記載のない事項への対応について	12	第1	6	(8)				質問	日常点検で必要な機器の注油・給脂、槽上部の藻類等の軽微な清掃や、経年劣化を起因とする軽微な不具合処置（接合部からの軽微な水漏れ対応等）は貴企業団の所掌と考えてよろしいでしょうか。	既設設備はご理解のとおりです。 新設設備の日常点検を含む維持管理方法は事業者の提案としています。
35	要求水準書等に記載のない事項への対応について	12	第1	6	(8)				質問	「要求水準で求める施設性能や施設水準を発揮・維持するために、事業者側で実施が必要となる整備や維持管理業務については、事業者の責において行うこと。」と記載していただいておりますが、事業者側で実施が必要な事項かどうかは実施方針において示されているリスク分担表といったものを参考にしつつ貴企業団と事業者間で協議して決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書等に記載のない事項の負担範囲について	12	第1	6	(8)				質問	要求水準書等に記載のない事項への対応について、要求水準を発揮・維持するために必要な整備や維持管理業務は事業者の責とありますが、契約締結後に判明した既設・継続利用設備又は既設構造物の隠れた瑕疵、想定外の劣化、不具合等に起因する追加対応は企業団負担との理解でよろしいでしょうか。事業者負担となる範囲を明確化ください。	事業者の責によらないものは企業団の負担として考えています。
37	変更協議の対象に関して	12	第1	6	(9)				質問	「企業団は、事業期間中に次の事由により要求水準を変更する場合がある。なお、要求水準を変更しようとする場合は、契約内容や費用等についての変更協議を実施した上で、双方が必要と認めた内容の契約変更を行う。」とありますが、こちらの双方とは企業団と事業者の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
38	要求水準の変更について	12	第1	6	(9)	ウ			質問	要求水準変更に係る条件として「維持管理業務における定期的な業務内容の検証、見直し」が明記されていますが、計画外修繕を除く定期的な業務が該当するものと考えます。要求水準に沿った提案内容により事業が開始された後、協議によっては大きく事業内容が変更となる可能性がありますでしょうか。	現時点ではありません。
39	プロフィットシェアの対象期間	12	第1	6	(9)	エ			質問	本事業はプロフィットシェアの対象かと思いますが、プロフィットシェアの対象期間は、工事請負契約締結後、実施設計が完了してから工事請負契約精算時までという認識でよいでしょうか。 ※実施設計で作成した設計書と工事完了時点での実績価格とのコスト減額分をプロフィットシェアの対象とする。	別途公表する、公告資料等に示します。
40	遵守すべき関係法令について	13	第1	6	(10)	ア	36		質問	「その他本事業に関連する法令等」とありますが、できる限り具体的に明記していただけますでしょうか。	事業者の提案内容によるため、事業者側に事業に必要なとなる法令等の確認を求めます。
41	留意すべき条例について	14	第1	6	(10)	イ	11		質問	「その他本事業に関連する条例等」とありますが、できる限り具体的に明記していただけますでしょうか。	事業者の提案内容によるため、事業者側に事業に必要なとなる条例の確認を求めます。
42	要項・指針・仕様書等の優先順位について	14 15	第1	6	(10)	ウ エ			質問	適用する要綱及び指針について明記されていますが、重複する項目において異なる記載がある場合は、記載された順が優先順位であるとの理解でよろしいでしょうか。	記載した順は、優先順位を示すものではありません。重複する項目で異なる記載がある場合は協議等によって都度確認いただくようお願いします。
43	適用する要綱、指針について	15	第1	6	(10)	ウ	16		質問	「その他関連するガイドライン・マニュアル・手引き等」とありますが、できる限り具体的に明記していただけますでしょうか。	事業者の提案内容によるため、事業者側に事業に必要なとなるガイドライン・マニュアル・手引き等の確認を求めます。
44	適用する要綱、指針について	15	第1	6	(10)	ウ	17		質問	「その他本事業に関連する要綱及び各種基準等」とありますが、できる限り具体的に明記していただけますでしょうか。	事業者の提案内容によるため、事業者に事業に必要なとなる要綱及び各種基準等の確認を求めます。
45	仕様書等の優先順位について	15	第1	6	(10)	エ			質問	適用する仕様書等について明記されていますが、重複する項目において異なる記載がある場合は、記載された順が優先順位であるとの理解でよろしいでしょうか。	記載した順は、優先順位を示すものではありません。重複する項目で異なる記載がある場合は協議等によって都度確認いただくようお願いします。
46	適用する企業団の仕様書について	15	第1	6	(10)	エ	12		質問	「その他実施設計の内容に応じて必要となる各種仕様書・マニュアル等」とありますが、できる限り具体的に明記していただけますでしょうか。	事業者の提案内容によるため、事業者に事業に必要なとなる各種仕様書・マニュアル等の確認を求めます。
47	適用する企業団の仕様書について	15	第1	6	(10)	エ	13		質問	「その他公的機関が発行し、かつ企業団が確認した仕様書等」とありますが、できる限り具体的に明記していただけますでしょうか。	事業者の提案内容によるため、事業者側が事業に必要なとなる公的機関が発行した仕様書等を確認し、企業団に確認することを求めます。
48	適用する積算基準について	16	第1	6	(10)	オ	8		質問	「その他本事業に関連する積算基準等」とありますが、できる限り具体的に明記していただけますでしょうか。	事業者の提案内容によるため、事業者に事業に必要なとなる積算基準等の確認を求めます。
49	機器製作図について	17	第2	1	(1)	ア	(ウ)		質問	提出図書の中の「機器製作図」については、組立図（構造や形状、部品同士の相対的な位置関係がわかるもの）で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	既設設備の改造契約時期	17	第2	1	(1)	イ			質問	「本事業の実施にあたり、必要となる既設設備の改造（撤去含む）」とありますが、これらの改造工事の契約時期は最短でいつになるでしょうか。改造工事の内容と契約時期によっては、本事業で更新する設備の運用開始予定時期に間に合わず、所定の工期内に本事業が収まらない恐れがあります。	最短の契約時期は、令和10年4月となります。
51	フラッシュミキサーの修繕周期について	17	第2	1	(1)	ウ	(ア)		質問	概ね6年毎に修繕実施と記されていますが、この修繕はTBM（時間基準保全）によるものでしょうか。それともCBM（状態監視保全）によるものでしょうか。	過去に実施した修繕結果等から実施内容を決め、時間計画保全で実施してきたものです。
52	フロケレーターの修繕周期について	17	第2	1	(1)	ウ	(イ)		質問	概ね9年毎に修繕実施と記されていますが、この修繕はTBM（時間基準保全）によるものでしょうか。それともCBM（状態監視保全）によるものでしょうか。	過去に実施した修繕結果等から実施内容を決め、時間計画保全で実施してきたものです。
53	汚泥掻寄機の修繕周期について	17	第2	1	(1)	ウ	(エ)		質問	概ね9年毎に修繕実施と記されていますが、この修繕はTBM（時間基準保全）によるものでしょうか。それともCBM（状態監視保全）によるものでしょうか。	過去に実施した修繕結果等から実施内容を決め、時間計画保全で実施してきたものです。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
54	現在の凝集沈殿処理について	17	第2	1	(1)	ウ	(イ)(エ)		質問	現在の運転条件における凝集沈殿処理について、既設沈殿池機器の問題点・課題はございますでしょうか。	要求水準書案に記載のとおりです。
55	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	統括責任者、現場代理人、監理技術者は兼務可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
56	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	設計・施工期間が比較的長期間に及ぶため、やむを得ない事由により統括責任者を交代することは認められるでしょうか。また、統括責任者は本案件の専任とする必要がありますでしょうか。	やむを得ない事由により交代することは可能ですが、その場合は、同条件を満たす者の選任を求めます。また、専任とする必要はありません。
57	統括責任者の配置について	18	第2	1	(2)				質問	統括責任者は非常駐での配置を考えていますが、問題はありませんでしょうか。また、貴企業団から発注される他のDBM事業と兼務することは可能でしょうか。	非常駐で問題ありません。また、他のDBM事業との兼務も可能ですが、設計業務及び施工内容を把握し進捗状況や課題整理・調整等が円滑に行える能力を求めます。
58	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	「統括責任者は、事業のプロジェクトマネージャー（各事業をとりまとめ業務の進捗状況や課題整理・調整等を行う統括的な責任者）として業務を実施した経験を有する者とする。」との記載がありますが、統括責任者専任は不必要との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	統括責任者は、事業のプロジェクトマネージャーとして、業務を実施した経験を有する者となりますが、今後の要求水準で、具体的な要件が提示されるのでしょうか。	別途公表する、公告資料等に示します。
60	統括責任者の配置について	18	第2	1	(2)				質問	統括管理責任者の要件として、プロジェクトマネージャーの経験を有しているものとございます。経験年数は問わないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	統括責任者の業務経験について	18	第2	1	(2)				質問	事業のプロジェクトマネージャーとしての経験とは、DBO事業等の代表企業における各責任者経験が該当するのでしょうか。経験として認められる事業の例をご教示ください。	DB等の事業において、プロジェクトを統括的に管理した経験を求めます。
62	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	「統括責任者は、事業のプロジェクトマネージャー（各事業をとりまとめ業務の進捗状況や課題整理・調整等を行う統括的な責任者）として業務を実施した経験を有する者とする。」との記載がありますが、統括責任者に求める実績は上水設備の施工実績に限らず、浸出水設備や汚泥処理設備の施工実績も認められるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	「統括責任者は、事業のプロジェクトマネージャー（各事業をとりまとめ業務の進捗状況や課題整理・調整等を行う統括的な責任者）として業務を実施した経験を有する者とする。」との記載がありますが、実績を証明する書類は発注者に提出した施工計画書の記載としてよいでしょうか。	別途公表する、公告資料等に示します。
64	統括責任者の配置期間について	18	第2	1	(2)				質問	統括責任者の配置期間について、維持管理期間に触れていませんが、維持管理期間も含めると理解してよろしいでしょうか。	維持管理期間の統括責任者の配置は求めておりません。
65	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	「統括責任者は、事業のプロジェクトマネージャー（各事業をとりまとめ業務の進捗状況や課題整理・調整等を行う統括的な責任者）として業務を実施した経験を有する者とする。」との記載がありますが、統括責任者を「プロジェクトマネージャー」と読み替えてもよいでしょうか。	読み替えても構いません。
66	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	「統括責任者は、事業のプロジェクトマネージャー（各事業をとりまとめ業務の進捗状況や課題整理・調整等を行う統括的な責任者）として業務を実施した経験を有する者とする。」との記載がありますが、統括責任者の出席が必要な打合せや具体的な業務内容を教えてください。	統括責任者の業務は、要求水準書案に記載のとおりです。出席が必要な打合せは、重要な設計協議や施工協議を想定しています。
67	設計業務に携わる技術者について	18	第2	1	(3)				質問	事業者の提案内容に基づき法的に必要とされる資格を有する技術者となりますが、今後の要求水準で、具体的な要件が提示されるのでしょうか。	事業者の提案により求められる資格者が異なるため、必要となる資格は事業者で判断してください。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
68	設計業務に携わる技術者	18	第2	1	(3)				質問	「設計業務にあたっては、事業者の提案内容に基づき法的に必要とされる資格を有する技術者を配置する事」とありますが、実施方針にて「工事を実施する企業が自ら担当する工事の設計業務を行う場合は、上記の資格及び実績は問わない。」とありますのでその理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、資格者が必要となる提案を行う場合は、事業者で用意してください。
69	過去調査結果の取扱について	19	第2	2	(3)	イ			質問	測量調査や地質調査結果は参考であることが明記されていますが、設計及び施工計画等において各結果に類する内容を諸元として使用する場合は、事業者において調査・検証を行う理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	測量調査及び地質調査	19	第2	2	(3)	イ			質問	「企業団が過去に実施した測量調査や地質調査結果は参考とし、設計や施工計画に必要な各種調査は事業者の責任において実施すること。」とありますが、設計の根拠資料として引用することは「参考」に該当すると理解して差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	設計業務に関する要求水準（詳細事項）	19	第2	3	(1)	オ			質問	「次期更新」とありますが、企業団様にて既設の機器の配置から新たに配置変更も含めた構想があればご教示頂きたくお願い致します。	現時点ではありません。 今回新設する設備を更新する際の施工性や水処理への影響を軽減できる機器配置を検討してください。
72	既設設備の改造が技術点に及ぼす影響	19	第2	2	(3)	オ			質問	入札参加者からの「改造（撤去含む）が必要となる対象外設備」が発生する提案に対して、「企業団による別途発注工事」が必要なことを理由に技術点が減点となることはあるでしょうか。	別途公表する、公告資料等に示します。
73	施工計画における点検について	20	第2	3	(2)	エ			質問	運用を開始した設備について「必要な点検等を行い」と明記されていますが、この点検等というものは、維持管理業務における点検と同義である理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	説明会の実施回数	20	第2	3	(2)	カ			質問	「なお、説明会実施時期は、更新が完了した機器の引渡し前に計画すること。」と記載がありますが、施工スケジュールを踏まえて2池の更新の完了ごとに説明会を実施するのか、12池の更新が完了した際でよろしいのか説明会の実施時期についてお伺いいたします。2池毎ですと同様の説明を6回実施する事となります。	施工完了池毎に説明会の実施を求めます。ただし、同年度に2池完了する場合は2池纏めた説明会で構いません。 2回目以降の説明の簡略化については施工後、企業団と事業者が協議にて決定させていただきます。
75	機器仕様について	21	第2	3	(3)	ア	(カ)		質問	機器仕様について、既設同等の能力が発揮できる場合は、インバータを使用しないという提案も可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	沈澱池躯体の耐荷重条件について	21	第2	3	(3)	ア	(キ)		質問	既設構造物に設置可能な機器とすることとありますが、既設躯体の耐荷重条件について、資料等ございますでしょうか。	第1回及び第2回閲覧資料をご参照ください。
77	性能等に関する要求水準について	21	第2	3	(3)	ア	(ケ)		質問	「長時間の連続運転」と記載されておりますが、具体的な時間については事業者側の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	フロキュレーターは、点検及び修繕以外は停止できないものとして設計してください。また汚泥掻き寄せ機については事業者の提案によるため、ご理解のとおりです。
78	油脂の水処理施設に流入させない処置	21	第2	3	(3)	ア	(ス)		質問	「油脂類が水処理施設に流入することの無いような」とありますが、新設設備の機器等から油脂類が流出しないという理解で、系外から飛散・流入した油脂類をも防ぐことは含まれないと考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	企業団の修繕周期について	21	第2	3	(3)	ア	(テ)		質問	貴企業団が考える基本的な修繕周期の考え方は、TBM（時間基準保全）との理解で宜しいでしょうか。	過去に実施した修繕結果等から実施内容を決め、時間計画保全で実施してきたものです。
80	修繕の考え方	21	第2	3	(3)	ア	(テ)		質問	「点検業務から修繕周期を延命する提案を行うこと」と明記されていますが、貴企業団の考えとしては提案はTBM（時間基準保全）による計画修繕とし、事業開始後にCBM（状態監視保全）へ移行するお考えと理解して問題無いでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	フロキュレーターについて	21	第2	3	(3)	イ	(イ)(エ)		質問	更新範囲について、インバータの更新は本工事に含まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	汚泥掻寄機について	22	第2	3	(3)	ウ	(イ)(キ)		質問	更新範囲について、インバータの更新は本工事に含まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
83	傾斜板の復旧費用について	22	第2	3	(3)	ウ	(コ)		質問	傾斜板の1割を復旧費用として見込むとありますが、着脱する部分に限らず、傾斜板全体の1割という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	傾斜板の撤去・復旧範囲	22	第2	3	(3)	ウ	(コ)		質問	「提案においては、傾斜板の1割を復旧費用として見込む」とありますが、実際に復旧が必要となる割合が1割未満の場合は、契約金額から減額となるのでしょうか。また、着脱する傾斜板の割合には制限がないと考えてよいでしょうか。	傾斜板の復旧費用の増減が発生した場合は、企業団と事業者が破損状況等を確認し、双方で協議して決定します。 また、傾斜板の着脱に関する内容については、別途公表する入札公告等に示す予定です。
85	汚泥掻寄機に関する条件	22	第2	3	(3)	ウ	(シ)		質問	沈澱池の端部に汚泥が堆積するため～ とありますが、「沈澱池の端部」について具体的に図示頂けますでしょうか。	別途公表する、公告資料等に示します。
86	電気設備及び配線工事等に関する条件	22	第2	3	(3)	エ	(ア)		質問	「・・・電路及び更新機器に付属する操作盤類（事業者が判断するもの）は対象とする。」とありますが、機器更新に伴う「沈でん池現場操作盤」の改造については、更新対象外（貴企業団にて実施していただける）と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、必要な改造仕様等については、事業者が調査し提案することを求めます。
87	電気設備及び配線工事等に関する条件	22	第2	3	(3)	エ	(ア)		質問	「・・・電路及び更新機器に付随する操作盤類（事業者が必要と判断するもの）は対象とする。」とありますが、機器更新に伴い維持管理性の観点から必要になる以外に更新が必要と判断する指標について、特にご指定はございませんでしょうか。	現段階では、指定はありません。
88	既存劣化と施工起因の損傷	22	第2	3	(3)	エ	(コ) (サ)		質問	傾斜板の着脱時に生じる損傷について、要求水準書では施工に伴う損傷を想定し、事業者負担（1割相当）とされていますが、施工前からの劣化を原因として生じていた損傷については事業者負担の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	電気設備の更新範囲について	23	第2	3	(3)	エ	(ア)		質問	電路及び更新機器に付随する操作盤類は対象とありますが、沈殿池管廊の機側操作盤は更新範囲に入るとの理解でよろしいでしょうか。 更新範囲に含まれる場合、本事業にて現場操作盤を製作となりますが、盤内に収納するRI/Oは支給していただけますでしょうか。（既設現場操作盤にはRI/Oが実装されております。）	操作盤類は更新対象外です。別途発注する工事で改造を行うため、改造仕様をご提示ください。
90	電気設備および配線工事等に関する条件	23	第2	3	(3)	エ	(ア)		質問	電線管の材質について、屋内はHIVE、屋外は厚鋼電線管との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	電気設備および配線工事等に関する条件	23	第2	3	(3)	エ	(ア)		質問	ケーブル布設にあたり既設ケーブルラックは流用と考えてよろしいでしょうか。	既設のケーブルラックの流用は可能です。 ただし、ケーブルの更新にあたり、既設からケーブルの太さや本数が変わる場合は、工事共通仕様書、電気設備の技術基準、内線規程等を確認し、それらに準拠した敷設をお願いします。
92	電気設備及び配線工事等に関する条件	23	第2	3	(3)	エ	(イ)		質問	「・・・導通試験、絶縁抵抗試験、動作確認試験等の各種試験を実施し、・・・」とありますが、今回コントロールセンターやVVVF盤の改造工事は貴企業団が発注されることから、「動作確認試験等」について、受注者が行う範囲としては、受注者が更新した範囲の確認で、更新対象外である監視操作盤やコントロールセンター等の動作の確認については、貴企業団にて実施されるものとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、別途工事である相模原浄水場監視制御設備改良工事の請負人と調整して実施してください。
93	既設設備改造	23	第2	3	(3)	エ	(ウ)		質問	「本事業の実施にあたり必要となる更新対象外の設備改造（撤去含む）の内容について整理し、概要を技術提案時、詳細を契約後の令和9年7月までに企業団へ別途提出すること。」について、既設設備の改造に関する詳細を検討するにあたって、既設設備メーカーとの協議・調整が必要であると考えます。貴企業団を通じて、既設電気メーカーと協議しても良いでしょうか。既設設備メーカーと協議・調整を開始する時期は契約後まで制限されるのでしょうか。	既設設備メーカーとの協議・調整に企業団を通す必要はありません。協議・調整の開始時期の制限もありませんが、具体的な改造内容の協議は、契約後に行うものと考えています。
94	電気設備及び配線工事等に関する条件	23	第2	3	(3)	エ	(ウ)		質問	「・・・概要を技術提案時、詳細を契約後の令和9年7月までに企業団へ別途提出すること。」とありますが、技術提案書と併せてご提出するという理解で宜しいでしょうか。 また、技術提案時の概要について、特にご指定の様式や記載内容などはございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式等は別途公表する、公告資料等に示します。
95	電気設備および配線工事等に関する条件	23	第2	3	(3)	エ	(キ)		質問	接地は、既設盤または、ラック上の既設接地幹線への接続とし、本工事にて接地極の敷設は行わないものとしてよろしいでしょうか。必要な接地種別は既設ラック上等に敷設されているものと判断しております。	ご理解のとおりです。 ただし、どの接地幹線に接続するか、契約後に設計が完了した段階でご提示ください。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
96	電気設備および配線工事等に関する条件	23	第2	3	(3)	エ	(ク)		質問	エコケーブルの使用をご指定いただいておりますが、インバータ負荷についてはEM-CEケーブル（遮へい無し）の使用でよろしいでしょうか。	提案する機器の容量等を踏まえ、事業者が敷設距離やノイズ、環境条件を考慮し、必要なケーブル仕様を選定してください。
97	土木構造物の劣化	23	第2	3	(3)	オ	(7)(イ)		質問	既設沈でん池・混和池等の土木構造物については、要求水準書において原則流用とされています。一方で、更新対象機器の設置又は所要性能の確保に影響を及ぼすような土木構造物の劣化が確認され、かつ当該劣化に対する是正措置が必要となる場合には、当該是正は契約変更対象として協議されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、詳細については企業団と事業者が協議して決定します。
98	性能等に関する要求水準	23	第2	3	(3)	オ	(イ)		質問	「なお、土木構造物の劣化に伴い、更新機器の設置が困難と判断される場合は～」とありますが、改修や補修に掛かる工期分は決められております工期から延長なることの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、状況を判断し、企業団と事業者が協議にて決定することとします。
99	防食塗装	23	第2	3	(3)	オ	(エ)		質問	「沈でん池等の既設構造物の防食塗装は対象外とする」について、機器更新に伴い、防食塗装の復旧が必要な場合は、事業者にて復旧するものと理解してよろしいでしょうか。 復旧が必要な場合、各池の壁面、底面の塗装仕様をご教示お願いいたします。	ご理解のとおりです。 撤去に伴う部分的な補修を求めます。なお、補修範囲、補修仕様は事業者の提案内容によるため契約後協議により定めます。
100	工事説明会などについて	25	第3	2	(1)	ウ			質問	市民など関係者へ本事業内容を説明する場合とありますが、説明会等の頻度はどのくらいを想定していますでしょうか。	現段階では、説明会を実施する予定はありません。
101	場内の重機通行条件について	25	第3	2	(1)	キ			質問	場内道路通行にあたり、制約はございますでしょうか。（重量制限のある道路等）	他工事や、薬品搬入に伴う通行制限等は考えられます。詳細な通行ルートは、選定する機器の重量や施工時期等を踏まえて、契約後に協議により決定します。
102	取り外した更新対象機器の保管	25	第3	2	(1)	ケ			質問	「更新対象機器の突発故障を想定し、工事期間中に取り外した更新対象機器の一部を予備補修部品として保管すること。」について、取り外す際に、既存機器の破損や損傷の可能性があります。予備補修部品として100％活用可能か保証ができないため、「予備補修部品として活用できるように努め、保管すること」と修正いただけないでしょうか。	修正の必要性について検討し、別途公表する、公告資料等に示します。
103	施工（工事）に関する要求水準について	25	第3	2	(1)	ケ			質問	「保管場所及び取り外した補修予備部品の対象や範囲は企業団と協議し決定すること」と記載されておりますが、保管費用の負担に関しても協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	保管方法や保管費用については、契約後の協議により決定します。
104	工事全般	26	第3	2	(1)	コ			質問	「工事において実施する沈でん池清掃」は維持管理において実施するP37（5）池内清掃とは別となりますでしょうか。別の場合は工事に支障になる範囲だけの清掃でよろしいでしょうか。	施工時に必要となる沈でん池清掃回数は求める維持管理範囲回数に含めます。
105	浮上リスク	26	第3	2	(1)	シ			質問	「沈でん池等を空池にする際は、地下水等による沈でん池の浮上リスクを検討し、企業団と協議のうえ、必要な対策をとること。」について、過去の耐震補強工事においてそのような事象があり、躯体周辺への集水管の布設や仮設排水ポンプによって対策を行ったと推察しています。躯体周辺の集水管の布設は多額に費用を要するため、今回求められる必要な対策とは、机上の検討まででよろしいでしょうか。また、地下水位を把握するための観測井の水位データをリアルタイムで提供いただくことは可能でしょうか。	契約後の設計において、机上検討の結果を企業団に提出してください。 その結果、対策が必要となった場合は、その方法や費用等について企業団と事業者の双方が協議して決定します。 なお、相模原浄水場は観測井のリアルタイム計測は行っておりません。
106	立会検査について	26	第3	2	(2)	イ			質問	立会検査は、工場検査と現地検査のどちらでしょうか。	現地での試運転時の立会検査を予定しています。
107	性能確認に関する要求水準について	26	第3	2	(2)	イ			質問	「立会検査を実施する」と記載されておりますが、工場出荷時の動作確認の立会検査を実施するのか、それとも据え付け試運転時に立会検査を行うのかを確認させていただければと思います。	現地での試運転時の立会検査を予定しています。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
108	機器の動作確認	26	第3	2	(2)	ウ			質問	「選定した機器の動作の確実性を事前確認できる方法で試験を実施し…」と記載がありますが、据え付け前に試験を実施する対象は、同種の機器においては代表 1 台（1 池1列分）でよろしいでしょうか。例：フロキュレータ全 24台中、据付前の動作確認対象は 1 台とする。など	試験内容や実施台数等は事業者の判断とします。ただし、現地における据付完了後の試運転により不具合が見つかり、工期に影響がないように注意してください。
109	性能確認に関する要求事項について	26	第3	2	(2)	エ			質問	「実測データ等に基づき、沈でん池機器の性能が要求水準書に記載する能力に適合していることを確認」とありますが、水質については、実施する試運転期間に記載されている原水水質が流入してこない可能性が高いため、通常時の水質を確認する程度であり、基本的には機器の動作に関する性能の確認との理解でよろしいでしょうか。それとも要求水準で求められる2000度の高濁度の模擬原水を何万m3も準備し、処理することを確認するという事でしょうか。貴企業団で考えられている実測データ等に基づく要求水準書に記載の能力の適合確認方法をご教示いただけると幸いです。	ご理解のとおりです。ただし、選定する機器の性能・能力等については別途公表する公告資料等で示します。
110	年次及び月例点検について	28	第4	1	(2)				質問	新設設備の点検周期については用語の定義に明記されていた通り、年次が6か月から2年まで、月例が1ヶ月から1年までの範囲で事業者が提案する理解でよろしいでしょうか。	新設設備の点検周期は「月例・年次」等の用語の定義に捉われずに新設設備の機能維持が適切に図れる周期を事業者が検討し、提案することを求めます。
111	月例点検の対象範囲と企業団実施業務との役割分担について	28	第4	1	(2)				質問	表4-1では月例点検は新設設備のみ事業者が主体と読めますが、更新対象設備（更新前）及び継続利用設備の日常点検・月例点検は企業団実施と認識しています。ここで、事業者が提案・見積りで見込むべき点検範囲を明確化するため、企業団側で実施する業務範囲をご教示ください。	同項に記載のとおりです。更新対象設備（更新前）及び継続利用設備の日常点検・月例点検、修繕工事は企業団が実施します。新設設備の点検・修繕内容は、事業者の提案とします。
112	維持管理業務の対象設備ケーブル点検について	28	第4	1	(2)				質問	表4-1※2記載の「対象設備に接続する電源盤、計装盤、監視操作盤類までのケーブル（沈でん池電気室対象盤端子台から当該機器まで）」の点検について、外観目視点検の場合、暗渠内や電線管内部のケーブルの状態確認は不可能なため、電源断後に全ケーブルの通電確認を行うという理解でよろしいでしょうか。	目視点検が出来ない箇所は、電圧・電流測定や絶縁抵抗測定等により、健全性を確認してください。
113	業務の範囲の変更について	28	第4	1	(2)				質問	表4-1 継続利用設備において、契約期間中に数量の変更があった場合は、契約変更又は別途精算の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理範囲で増減が生じた場合は、契約後の協議により決定します。
114	業務の範囲の変更について	28	第4	1	(2)				質問	表4-1 土木構造物において、契約期間中に数量の変更があった場合は、契約変更又は別途精算の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理範囲で増減が生じた場合は、契約後の協議により決定します。
115	維持管理業務の内容について	28	第4	1	(2)				質問	※3の記載について、新設設備の維持管理内容や点検頻度は、事業者提案により設定した内容と貴企業団指定の点検整備指針との間で不整合が生じる可能性があります。が、問題はありませんかでしょうか。	問題ありません。
116	沈でん池清掃時期について	28	第4	1	(2)				質問	「※5 業務開始当初は企業団から清掃時期を指定するが（後略）」とありますが、現状で想定されている時期がありましたらご教示ください。	清掃時期は、水運用の状況等を勘案して決定しています。そのため、現時点では水運用の状況が不明瞭であるため回答することは困難です。
117	事業期間について	29	第4	1	(3)				質問	尚書きにおいて「事業者提案によって新設設備の施工完了時期を早める場合においても、維持管理業務の終了時期である令和30年3月31日は変更しないものとする。」と記載されておりますが、施工完了時期により新設設備に関する維持管理業務期間の始期が変更される場合、その変更契約は行うという理解でよろしいでしょうか。	同項に記載のとおり、変更契約は行いません。
118	維持管理業務の期間について	29	第4	1	(3)				質問	新設設備の維持管理業務期間（開始）は「工事完了後（完成した池から順次開始）」とありますが、各池の工事期間は事業者提案で設定し、その工事が終了次第維持管理を開始するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、同時に工事が可能な池数、順番、それぞれの工事期間に制約がありますので、ご留意ください。
119	維持管理業務の期間について	29	第4	1	(3)				質問	新設設備の維持管理業務開始時期について、「※全池完了は令和 18 年 3 月を予定」とありますが、令和18年3月よりも後に完了する提案は可能でしょうか。	” 予定 ” は自然災害や不可抗力を想定したものです。第1章3 (4) ㊦の設計・施工期間令和9年4月～令和15年3月としています。そのため、令和15年3月を超える提案は不可能です。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
120	企業団指示による業務日・業務時間変更時の費用負担について	29	第4	1	(4)				質問	企業団の指示により業務日又は業務時間を変更する場合、これに伴い追加で発生する夜間休日対応費、人員調整費、交通費等は契約変更又は別途精算の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	事業費内に含まれます。 夜間休日対応は、故障等に伴い発生するもので事業内の緊急対応となります。 通常の作業において、平日内の日程調整や時間調整は、企業団と事業者の協議により決定します。
121	業務日変更のルールについて	29	第4	1	(4)				質問	「なお、企業団の指示により上記業務日、業務時間を変更する場合もあるが、この場合、事業者は速やかに作業従事者の調整やその他の条件を整え、これに応ずること。」とありますが、「速やか」とは、どれくらいの期間を想定していますでしょうか。	作業の予定に間に合うことを前提に、概ね1週間以内に調整や条件を整えてください
122	業務日変更のルールについて	29	第4	1	(4)				質問	「なお、企業団の指示により上記業務日、業務時間を変更する場合もあるが、この場合、事業者は速やかに作業従事者の調整やその他の条件を整え、これに応ずること。」とありますが、事前に企業団と事業者で協議したうえでの変更と認識してよいでしょうか（そのうえで、企業団の指示書が発行）。	ご理解のとおりです。
123	非常駐体制における業務責任者の兼務可否について	29	第4	1	(6)				質問	業務責任者及び作業従事者の常駐は必須ではないとありますが、業務責任者については本業務専任であることまで求められていないとの理解でよろしいでしょうか。例えば、近隣施設の保守点検業務との兼務を行う場合の制約条件があればご教示ください。	ご理解のとおりです。 ただし、業務責任者には、企業団との連絡調整ができ、点検等の進捗状況の確認や課題整理・対応等が円滑に行える能力を求めます。
124	業務責任者について	29	第4	1	(6)	ア			質問	業務責任者に関しては、事業者及びそのグループ企業の双方に主務及び兼務に関わらず所属している場合は、ご承認頂けるという認識でよろしいでしょうか。	事業者、又は構成企業に所属しているという条件であれば、問題ありません。
125	保守点検業務の実務経験について	30	第4	1	(6)	ア	(ウ)		質問	実務経験を有することと明記されていますが、保守点検業務従事者であれば職務に関係なく実務経験として見做すことは可能でしょうか。	沈でん池機器の保守点検業務であれば、認めます。
126	作業従事者の必要資格について	30	第4	1	(6)	ウ			質問	「事業者が配置する業務責任者及び作業従事者は、維持管理業務を実施するために必要な資格を有すること。」とありますが、どのような資格を想定しているか明記をお願いします。	新設設備の維持管理業務は事業者提案となるため、業務に必要な資格者を用意してください。 更新対象設備（更新前）及び継続利用設備の点検には、電気主任技術者、電気取扱業務特別教育の受講者等を想定しています。
127	総合維持管理業務計画書	30	第4	1	(7)	ア	(ア)	E	質問	維持管理業務契約締結直後に提出する総合維持管理業務計画書における修繕計画は、点検前の状況における修繕計画となるためTBM（時間基準保全）を基本とした計画立案と理解しますが問題無いでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	年間維持管理業務報告書の計画と実績について	31	第 4	1	(8)	ウ			質問	年間維持管理業務報告書に人員体制や部品、材料および油脂類の調達計画・実績の記載が必要ですが、計画に対して実績の増減が生じた場合、契約金額の増減対象となるのでしょうか。	実績での費用の支払いを想定しています。 そのため、年度毎の契約金額の変更は行いません。
129	業務報告書について	31	第4	1	(8)				質問	企業団の施設管理システムへの登録について、システムの仕様、登録方法、維持管理期間中のシステムメンテナンス方法をご教示いただけないでしょうか。	契約後の業務引継ぎにおいてお伝えします。
130	業務報告書の登録について	31	第 4	1	(8)				質問	報告書は貴企業団の施設管理システムに登録することとありますが、このシステムの内容については今後情報開示していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 契約後の業務引継ぎにおいてお伝えします。
131	業務報告書の登録について	31	第 4	1	(8)				質問	報告書は貴企業団の施設管理システムに登録することとありますが、システムへは外部からのアクセスも可能でしょうか。それとも浄水場内端末からのアクセスに限定されるのでしょうか。	通信機能付き専用タブレット端末を貸与し、その端末からのみ入力が可能となります。 端末は浄水場場外でも使用することができます。
132	維持管理対価の支払時期について	31	第4	1	(8)				質問	維持管理に係る対価の支払いは年1回とありますが、15年以上の長期にわたり日常的な人件費・交通費・資材費等を要するため、支払時期を複数回（半期又は四半期等）とすることは可能でしょうか。年1回払いを前提とする場合、前払金等の措置の有無をご教示ください。	別途公表する、公告資料等に示します。 なお、維持管理業務委託の場合、前払金は認めておりません。
133	夜間休日故障時の参集起算点と初動分担について	32	第4	1	(9)	イ			質問	新設設備の事故又は故障時に24時間以内に必要な技術者を参集させるとありますが、24時間の起算点は「故障発生時刻」「企業団からの連絡受領時刻」のいずれでしょうか。また、夜間休日の初期対応は企業団が実施する前提と読み取れますが、事業者との役割分担及び到着までに企業団が実施する範囲をご教示ください。	起算点は連絡受領時刻です。 初期対応や対応の範囲は、第4章1(10)イの「沈でん池機器維持管理要領」を作成・提出してもらい、企業団と事業者の役割分担を決めます。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
134	備品の現地保管について	32	第4	1	(11)				質問	執務室等の貸与は行わない旨明記されていますが、月例点検等で使用する点検用仮設材等（グリス缶、グリスガン等）の保管場所はご提供いただけますでしょうか。	契約後の協議にて決定することとします。
135	執務室等の貸与について	32	第4	1	(11)				質問	「本業務において執務室等の貸与は行わない。」とのことですが、事業者側で新たに執務室用の建屋又は仮設ハウス等を設置する必要があるとのことでしょうか。その場合は設置場所をご指示ください。	必要と判断した場合は、事業者で準備ください。なお、企業団保有地の借用が可能な場合は、設置場所を協議して決定します。
136	執務室について	32	第4	1	(11)				質問	維持管理業務は事業期間が長く、月例点検等で頻繁に入場するため、作業員の休憩所を含めた執務室が必要と考えています。本事業では執務室の貸与がないため、場内に維持管理業務用の仮設事務所を事業期間に設置させていただくことは可能でしょうか。	実際に必要となるスペースや他の工事等で必要となるスペースが現段階では不明確です。そのため、契約後の協議にて決定します。なお、企業団保有地の借用が可能な場合は、設置場所や費用を協議して決定します。借用が不可能な場合は、事業者側で準備してください。
137	執務室等の不貸与に伴う保管場所等の取扱いについて	32	第4	1	(11)				質問	本業務では執務室等の貸与を行わないとありますが、保守点検に必要な最小限の工具、消耗品、交換部品、書類等を一時保管するスペースや、打合せに使用できる場所の提供予定はありますでしょうか。提供がない場合、場内への仮設倉庫等の設置可否及び条件をご教示ください。	契約後の協議にて決定することとします。
138	支給品及び貸与品について	32	第4	1	(12)	ア			質問	「本業務に必要となる企業団が保有する施設管理システム用端末や完成図書等は、無償で貸与する。」とのことですが、「執務室等の貸与は行わない。」としていることから、事業者は企業団様とは離れた場所で執務することになるため、システム用端末の設置場所や管理方法についてご教示ください。	施設管理システム用端末として、通信機能付き専用タブレット端末を貸与します。端末は浄水場場外でも使用できますが、事業者が責任をもって管理してください。
139	引継ぎ協力の期間について	32	第4	1	(16)	イ、ウ			質問	業務引継ぎに関する技術協力ですが、明確な期間の記載がありません。どの程度の期間と想定していますでしょうか。	事業期間内においては事業終了する前1年間を想定しています。事業期間終了後に関しては、スポット的な対応を想定しています。
140	業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)				質問	「損傷及び劣化のない状態で、企業団に引き渡せるようにすること。」と記載されておりますが、通常の経年劣化及び施設の運転上避けることができない損傷については引渡し時に修繕、回復する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	事業終了の引き渡し時には運転に支障がなく、故障の無い状態としてください。
141	業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)	ア			質問	「劣化のない状態で引き渡す」とございますが、劣化のない状態とは具体的にどのような状態を指すのかご教示ください。	正常な運転ができる状態と考えてください。
142	業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)	ア			質問	「事業期間終了時において、本事業の対象とするすべての設備が（中略）損傷及び劣化の無い状態で（後略）」とありますが、経年による自然劣化は対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業終了の引き渡し時には運転に支障がなく、故障の無い状態としてください。
143	業務引継ぎ	33	第4	1	(16)	ア			質問	「本事業の対象となる全ての設備」との記載がありますが、更新する新設設備に関してとの捉え方でよろしいでしょうか。既設利用設備も含むのであれば要求水準に記載されておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)	ウ			質問	事業期間終了後の技術指導は、原則有償との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業期間内に適切に引継ぎがされ、技術指導が行われていることが条件となります。
145	業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)	ウ			質問	「事業期間終了日の翌日以降も技術協力を求められた場合は、引き続き技術指導を行うこと」とありますが、技術指導の実施期間や終了時期について、何らかの考え方や想定があればご教示ください。	現時点では、実施期間や終了時期の想定はありません。そのため、契約後に企業団と事業者が協議し、決定します。
146	維持管理業務における留意事項について	34	第4	1	(22)	ア	(オ)		質問	「沈でん池等を空池にする際、地下水等により浮上リスクを検討」と記載がありますが、貴貴企業団の対策事例等に基づき、短期的な作業で空池にする場合に必要な対策を浮上リスク検討書によって検証し、提出するということが宜しいでしょうか。なお、検討に必要な情報はいただけるという理解で宜しいでしょうか。該当する対策を実施するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。検討に必要な情報は提供いたします。また、事業者が検討いただいた結果に基づき、必要な対策を実施してください。
147	保守点検における機器停止の制約について	35	第4	2	(2)	ア	(ク)	B	質問	同一号池のフロキュレータの停止は1台までとありますが、同一ブロックにおけるフロキュレータの停止は1～3号池のうち1つの号池の1～4列を停止できるとの理解でよろしいでしょうか。	同項の記載は運用している沈でん池での点検を想定しております。その場合、1池毎に1列～4列の点検を1列ごと停止（点検→稼働）して実施する想定をしています。

質問 No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
148	施設管理システムの入力について	35	第4	2	(1)	エ			質問	施設管理システム専用端末は、浄水場外への持出は可能でしょうか。また、場外のネットワークから施設管理システムへアクセスすることは可能でしょうか。	施設管理システム用端末として、通信機能付き専用タブレット端末を貸与し、その端末からのみ入力が可能です。 端末は浄水場場外でも使用できますが、事業者が責任をもって管理してください。
149	沈でん池内の点検期間について	35	第4	2	(2)	ア	(イ) (ウ)		質問	沈でん池の水抜きを伴う点検は池清掃時に実施するものと理解していますが、池を空にできる期間は何日程度確保できるかご教示ください。	水運用や排水処理施設との調整状況により異なります。 参考として近年の沈でん池清掃の例では、沈でん池BLK 当たり（3池）の休池期間は約30日間で、その内訳は、水抜き2日、原水渠清掃2日、沈でん池清掃15日、充水1日となっています。
150	油脂類交換に伴う搬出入について	35	第4	2	(2)	ア	(キ)		質問	油脂類交換作業で使用する潤滑油および交換後の廃油は、作業当日に搬入・搬出することとされていますが、都度運搬業者を手配することは、運用面や環境配慮の観点から課題があると考えます。一定期間、場内において適切に管理したうえで仮置きすることは可能でしょうか。	事業者により、点検頻度や方法が異なることが想定されます。そのため、契約後の協議にて決定することとします。
151	施設管理システムの入力方法について	36	第4	2	(2)	イ			質問	作業内容等を貴企業団の施設管理システムに入力する必要がありますが、このシステムは外部からアクセスして入力することは可能でしょうか。それとも都度現場に訪問して入力する必要があるのでしょうか。	施設管理システム用端末として、通信機能付き専用タブレット端末を貸与し、その端末からのみ入力が可能です。 端末は浄水場場外でも使用できますが、事業者が責任をもって管理してください。
152	計画修繕における当初の考え方	36	第4	2	(3)	ア			質問	維持管理開始直後の計画修繕はTBM（時間基準保全）による考え方を基に立案する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 業務開始後、設備の状態をみて修繕内容を決定していきます。
153	修繕内容・金額の決定後に発覚した不具合等の対処について	36	第4	2	(3)	イ			質問	事業者が提案した設備の修繕内容を企業庁が承認しなかった後、当該設備に不具合が発生した場合、当該不具合への対応は計画修繕として行われるのでしょうか、それとも計画外修繕として行われるのでしょうか。	計画修繕とするか計画外修繕とするかは、その規模や内容により判断します。
154	事業開始後の計画修繕の考え方	36	第4	2	(3)	ウ			質問	状態監視保全(CBM)に基づき修繕を行う旨が明記されていますが、特に新設設備において当初よりCBMでの立案が困難であることに鑑みると、事業期間中にTBM（時間基準保全）からCBM（状態監視保全）へ保全方式を変更していく方針であると理解しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	計画修繕について	36	第4	2	(3)				質問	尚書きにおいて「事業期間中の性能及び機能の維持が困難と判明した設備については、必要に応じて本事業内で改造（撤去含む）又は更新すること。」と記載されておりますが、修繕計画の中で貴企業団として改造又は更新が必要となる状況についてはどのように想定されているのかをご教示いただけますでしょうか。また、改造又は更新の必要性の判断は貴事業団と事業者で協議して決定するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書案に記載のとおり、薬品注入や水質状況の実績に示す程度の運用において、新設設備の性能や機能が維持できないと判明した場合を想定しています。 改造や更新の必要性の判断は、企業団と事業者の双方が協議の上、定めることとします。
156	修繕内容、実施金額の協議時期について	36	第4	2	(3)	エ			質問	「前年度の7月までに点検結果を基に、翌年度の修繕内容および実施金額を協議する」とありますが、7月時点では点検結果が十分に揃わない場合も想定されます。前年度7月までに協議を要する理由についてご教示ください。	次年度に行う修繕内容を決定し、事業者にお支払いする修繕費を予算計上するためです。
157	修繕内容・金額の決定後に発覚した不具合等の対処について	36	第4	2	(3)	エ			質問	修繕を実施する前年度の7月までに事業者と企業団が点検結果などを基に、翌年度の修繕内容、実施金額を協議するとありますが、7月以降の月次点検等で発覚した劣化等は翌々年に盛り込むことになりますか。それとも翌年に盛り込むことは可能でしょうか。	原則として、水処理の継続に支障がない場合は、翌々年度に実施します。 ただし、緊急性のある修繕等は、翌年度予定している修繕内容の一部を先送りするなど、協議にて実施の要否を決定します。
158	計画修繕費の上限超過時の取扱いについて	36	第4	2	(3)				質問	計画修繕は実績払いとしつつ、原則として維持管理業務委託契約金額の範囲内かつ技術提案時に事業者が考える修繕費用の上限額を超えないこととあります。物価上昇、部品価格高騰、メーカー都合による価格改定等の事業者帰責によらない要因で当該上限額を超過する場合は、契約変更又は別途精算の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責によらない事象により、維持管理業務委託の契約額及び公告資料等で示す提案上限額を超える場合は、企業団と事業者が協議を行ったうえで、契約変更又は別途精算の対象となります。
159	計画修繕費用の支払いについて	37	第4	2	(3)	ク			質問	図に「技術提案と共に提出される修繕費用（標準的な修繕費用）」と「維持管理業務委託の契約額」がございす。事業者は、応札時にはそれぞれの修繕費を算出し、市に提出するとの理解でよろしいでしょうか。また、修繕費を算出するにあたり、それぞれの算出方法の基本的な考え方についてご教示下さい。	ご理解のとおりです。 算出方法の基本的な考え方は要求水準書案に記載のとおりです。また算出方法については、事業者でご判断ください。
160	計画修繕費用の支払いについて	37	第4	2	(3)	ク			質問	「技術提案と共に提出される修繕費用（標準的な修繕費用）」を超えることをできないとした理由をご教示ください。また、超えた場合の修繕費用の扱いはどうなるのでしょうか。	これまで企業団では、機器の標準的な修繕内容及び周期に基づいた修繕ではなく、設備の状況等を定期的に確認し、また過去に実施した修繕内容を勘案して、実施する修繕内容を決めてきました。 そのため、「技術提案と共に提出される修繕費用（標準的な修繕費用）」はを超えることはないものと考えています。

質問 No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
161	技術提案における修繕費用よりも安価となる契約額について	37	第4	2	(3)	ク			質問	下図の記載について、「技術提案と共に提出される修繕費用」に対して「維持管理業務委託の契約額」は安価になると読めますが、この差額が生じる理由をご教示下さい。	これまで企業団では、機器の標準的な修繕内容及び周期に基づいた修繕ではなく、設備の状況等を定期的に確認し、また過去に実施した修繕内容を勘案して、実施する修繕内容を決めてきました。そのため、「技術提案と共に提出される修繕費用（標準的な修繕費用）」は超えることはないものと考えており、そのため、維持管理業務委託の契約額は、それよりも安価になると考えています。
162	計画外修繕の費用負担ルールについて	37	第4	2	(4)	ウ			質問	計画外修繕に係る費用は実績払いとしつつ、計画修繕の実施時期や状況等を協議したうえで費用の負担者を決定するとありますが、負担区分を判断する基本的な考え方をご教示ください。例えば、通常損耗、設計起因、施工起因、企業団の操作起因、不可抗力等の区分ごとの負担原則を明確化願います。	計画外修繕の負担区分は、モニタリングを行い、企業団と事業者が双方で協議して決定していきます。
163	計画修繕の区分について	37	第4	1	(4)				質問	浄水処理に影響を及ぼさないが、設備・機器が要求水準を満たさなくなった場合（例：浄水処理に影響がない範囲の機器能力の低下や騒音の発生等）は、計画外修繕として扱うとの理解でよいでしょうか。	浄水処理に影響がない場合は、原則として計画修繕となります。
164	汚泥吸引車による搬送	38	第4	2	(5)	カ	(オ)		質問	「汚泥吸引車による搬送が不要と判断される場合」との記載がありますが沈でん堆積汚泥がどのような状態の場合を指すのでしょうか。	汚泥を希釈して排泥池側に搬送できる場合を想定しています。
165	沈殿池清掃	38	第4	2	(5)	カ	(キ)		質問	沈殿池清掃に合わせて池内の点検～実施すること。と記載があり、（ク）に毎年6池を対象に、2年で全12池を清掃すること。とありますが、（キ）と（ク）を踏まえると1年で12池分ではなく6池分の池内の年次点検を実施とすることの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 池内にある設備は、清掃時に水を抜いた際に点検・確認してください。
166	汚泥排除工の施工範囲について	別紙8							質問	沈でん池3池分の共用部にあたる混和池越流堰、原水渠、沈でん水渠の清掃時は3池停止状態となりますが、沈でん池清掃は3池ずつ計画する必要があるか、1池ずつの計画としいずれか1池の清掃時に併せて当該範囲の清掃を実施すればよいか、どちらの想定でしょうか。	1池ずつの計画とし、いずれか1池の清掃時に併せて共用部の清掃を実施してもらう考えです。 ただし、水運用の影響や工事等で共用部を清掃できない場合は、当該範囲や時期について協議により決定します。
167	汚泥排除工の施工範囲について	別紙8							質問	「清掃範囲及び頻度：/4年毎（年1池清掃）」と記載がありますが、要求水準書p38に記載の「毎年6池を清掃」が正という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 別紙記載内容の訂正をさせていただきます。